

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社緑研  
(法人番号：4330001001662)  
業者の住所：熊本県熊本市東区佐土原1-16-37
2. 指名停止措置期間：令和7年9月22日から令和7年10月21日まで  
(1か月)
3. 指名停止措置の範囲：熊本県、宮崎県及び鹿児島県
4. 事実概要：  
株式会社緑研の元代表取締役が、令和2年9月期の確定申告で、架空の外注費を計上するなどして所得約1億3500万円を隠し、法人税と地方法人税計約3300万円を免れたとして、令和7年7月18日、法人税法違反等の罪で熊本地検から起訴されたもの。
5. 指名停止措置理由：  
上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。  
従って、本件については、指名停止1か月を適用する。

### 指名停止措置要領付表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内